

大津市公報

令 和 5 年 7 月 31 日 号 外 (第 45 号)

発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次 O 規 則

規則

大津市リサイクルセンター木戸設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。 令和5年7月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第55号

大津市リサイクルセンター木戸設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 大津市リサイクルセンター木戸設置条例の一部を改正する条例(令和5年条例第9号)の施行期日は、令和5年8月1日とする。

大津市リサイクルセンター木戸設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

令和5年7月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第56号

大津市リサイクルセンター木戸設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(大津市リサイクルセンター木戸の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 大津市リサイクルセンター木戸の管理運営に関する規則(平成25年規則第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「大津市リサイクルセンター木戸設置条例」を「大津市リサイクルセンター木戸の設置及び管理に関する条例」に、「第8条」を「第12条」に改める。

第2条中「市長が」を「市長及び条例第8条の規定に基づきセンターの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)は、」に改め、「ときは」の次に「、その協議により」を加える。

第3条中「市長が」を「市長及び指定管理者は、」に改め、「ときは」の次に「、その協議により」を加える。

第5条第1項中「大津市リサイクルセンター木戸使用許可申請書(様式第1号)をセンターの所長(以下「所長」という。)」を「所定の使用許可申請書を指定管理者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理した場合において、会議室の使用を許可したときは、所定の使用許可書を当該申請をした者に交付する。

第5条に次の2項を加える。

- 3 会議室の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、会議室の使用の期日その他許可を受けた事項を 変更しようとするときは、あらかじめ、指定管理者に申請してその変更の許可を受けなければならない。
- 4 使用者は、会議室の使用を取りやめるときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項 第4号中「所長が必要」を「市長が特に必要がある」に改め、同条第2項中「使用料の」を「利用料金の」に、 「大津市リサイクルセンター木戸使用料減免申請書(様式第3号)を所長」を「所定の減免申請書を指定管理者」に改める。

第7条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項第2号中「所長が必要」を「市長が特に必要がある」に改め、同条第2項中「使用料の」を「利用料金の」に、「大津市リサイクルセンター木戸使用料還付申請書(様式第4号)を所長」を「所定の還付申請書を指定管理者」に改める。

様式第1号から様式第4号までを削る。

(大津市公印規則の一部改正)

第2条 大津市公印規則 (昭和48年規則第51号) の一部を次のように改正する。

別表第1職印の表大津市リサイクルセンター木戸所長之印の項を削る。

別表第2職印の項第50号を削る。

(大津市行政組織規則の一部改正)

第3条 大津市行政組織規則(昭和61年規則第12号)の一部を次のように改正する。

「廃棄物減量推進課所属

第2条第8項中 リサイクルセンター木戸 を「健康推進課所属」に改める。

健康推進課所属

第3条第1項環境部の表廃棄物減量推進課3R推進係の項第5号中「との連絡調整」を「の指定管理者による管理」に改め、同係の項第6号中「及びリサイクルセンター木戸」を削る。

(大津市職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第4条 大津市職員の職の設置に関する規則(昭和61年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表所長の項中「リサイクルセンター木戸、」を削る。

(大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部改正)

第5条 大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則(平成10年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第14号を削る。

附則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。

訓令

大津市訓令第5号

大津市事務決裁規程(昭和56年訓令第9号)の一部を次のように改正する。

令和5年7月31日

大津市長 佐 藤 健 司

第16条第6項中第29号を削り、第30号を第29号とし、第31号を第30号とし、第32号を第31号とする。

附則

この訓令は、令和5年8月1日から施行する。

告示

大津市告示第210号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

令和5年7月31日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大津市リサイクルセンター木戸
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市膳所上別保町785番地の1 大津環境テクノロジー株式会社
- 3 指定管理者の指定の期間 令和5年8月1日から令和8年3月31日まで